

株式会社ハミングバードと 「災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定」 を締結しました

このたび、災害時等の情報収集をより迅速かつ効果的に行うため、株式会社ハミングバードと「災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定」を締結しました。
この協定により、空撮による災害被害状況の把握や、人の立ち入りが難しい災害現場における情報収集等を行うことで、横浜市の災害応急復旧対策の向上が見込まれます。

1 締結日

令和6年2月28日

2 協定の概要

- (1) 被災状況等の情報収集及び調査を行うこと
- (2) 取得した情報を横浜市へ提供すること

3 添付資料

災害等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定書



←締結式の様子

左：鈴木 代表取締役社長
右：高坂 危機管理監



デモの様子

株式会社ハミングバード

(所在地：東京都渋谷区道玄坂 1-21-1 SHIBUYA SOLASTA3F、代表取締役社長：鈴木 伸彦)

ハミングバードは、最先端テクノロジーとサービスを事業者や個人に提供し、ドローン事業の無限の可能性を形にし、優秀な人材を育成して産業発展に貢献する目的で設立。

日本初の商業施設内のドローンスクールとして、2018年11月に「ドローンスクールお台場本校」を開校。

2020年4月には「ドローンスクール渋谷」を、2021年7月からは「ドローンスクール新宿」を開校。

2022年11月からは、横浜ワールドポーターズに「ドローンスクール横浜」も新規開校。

お問合せ先

総務局危機管理室緊急対策課担当課長 吉川 尚徳 Tel 045-671-3457

災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社ハミングバード（以下「乙」という。）は、災害時等におけるドローン（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した支援活動等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、横浜市内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、甲から乙に対して行うドローンを活用した支援の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援活動等の要請）

第 2 条 甲は、乙による支援活動等が必要となったときは、支援活動要請書（様式第 1 号）により、協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

（支援活動等の内容）

第 3 条 前条の支援活動等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災状況等の情報収集及び調査を行うこと
- (2) 取得した情報を甲へ提供すること
- (3) その他甲が乙と協議の上、決定した事項

（支援活動等の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、事業活動に支障が生じる場合を除き、可能な範囲内において、最大限これに応えるものとする。

2 乙は、甲より要請を受けて支援協力を行う場合は、関連法令を遵守するものとする。

3 乙は、平常時においても、事業活動に支障が生じる場合を除き、可能な範囲内において、甲が実施する防災訓練等へ参加するものとする。

4 乙は、支援活動等が完了した場合、支援活動完了報告書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

(映像等の権利帰属)

第5条 撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

2 乙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

(費用の負担)

第6条 第2条に規定する乙の支援協力に要する費用は、法令その他特別の定めがあるものを除き、原則として甲の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれが負担すべきか判断し難い費用については、その都度、甲乙が協議して、その負担区分を定めるものとする。

(経費の支払)

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担するものとして定められた費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、支払請求書を受領してから30日以内に当該費用を乙に支払うものとする。ただし、災害の被害に起因する等やむを得ない事由により支払が遅延する場合は、支払遅延利息は発生しないものとする。

(事故の報告)

第8条 乙は、本協定に基づく支援活動の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を文書により報告し、甲と乙が協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告する時間がない場合には、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(補償等)

第9条 甲は、この協定に係る支援活動等に従事した者が、それらの支援活動等に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）第36条第1項の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲は、この協定に係る支援活動等に従事した者が、それらの支援活動等を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該支援活動等に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、横浜市震災対策条例第36条第2項の規定に基づき、賠償するものとする。

(連絡先等の報告)

- 第 10 条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。
- 2 乙は、協定の締結後、支援活動等に係るドローンの数量等について、甲に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(守秘義務)

- 第 11 条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。
- 2 前項に規定する守秘義務は、本協定の終了後においても継続するものとする。

(有効期間)

- 第 12 条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から、相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に 1 年間継続するものとし、以後この例による。

(協議)

- 第 13 条 本協定の運用等において新たに必要とされる事項及び本協定に定めのない事項は、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 2 月 28 日

甲 横浜市中区本町六丁目 50 番地の 10
横浜市長 山中 竹春

乙 東京都渋谷区道玄坂 1-21-1 SHIBUYA SOLASTA3F
株式会社ハミングバード
代表取締役社長 鈴木 伸彦

様式第 1 号

年 月 日

株式会社ハミングバード 様

横浜市

支援活動要請書

災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請内容	
協力を要する日時等	(日時・期間) (場所)
現場責任者	
その他必要な事項	

横浜市連絡担当者

所属	
氏名	
電話番号	

様式第 2 号

年 月 日

横浜市 様

株式会社ハミングバード

支援活動完了報告書

災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

従事内容	
従事者	
従事期間	
その他必要な事項	

(連絡担当者)

所属	
氏名	
電話番号	